

第30表 刑法犯の罪種別認知・

罪 種	認 知 件 数	検 挙 件 数			
		総 数	管 内 事 件	他 府 県 事 件	
総 数	162,557	44,758	40,103	4,655	
凶 悪 犯	殺 人	93	96	96	-
	嬰 児 殺 人	1	1	1	-
	強 盗 殺 人	4	6	6	-
	強 盗 傷 人	137	103	101	2
	強 盗 強 姦	12	14	14	-
	普 通 強 盗	313	241	241	-
	放 火	103	63	63	-
	強 姦	191	170	170	-
	凶 器 準 備 集 合	3	3	3	-
	暴 行	4,576	2,915	2,914	1
暴 犯	傷 害	3,148	2,182	2,179	3
	傷 害 致 死	4	4	4	-
	脅 迫	391	314	313	1
窃 盗 犯	恐 喝	481	270	267	3
	侵 入 窃 盗	7,756	6,116	4,017	2,099
知 能 犯	非 侵 入 窃 盗	110,213	18,487	17,440	1,047
	詐 欺	6,965	2,847	2,166	681
風 俗 犯	横 領	161	114	111	3
	偽 造	537	475	379	96
	汚 職	4	3	3	-
	背 任	1	2	2	-
そ の 他 の 刑 法 犯	賭 博	23	22	22	-
	強 制 わ い せ つ	910	520	518	2
	公 然 わ い せ つ ・ 物	448	388	345	43
	占 有 離 脱 物 横 領	6,434	6,674	6,163	511
	うち) 自 転 車 占 脱	5,430	5,689	5,362	327
	公 務 執 行 妨 害	652	635	632	3
	住 居 侵 入	1,172	678	585	93
盗 品 等	134	128	110	18	
器 物 損 壊 等	17,178	958	930	28	
そ の 他	512	329	308	21	

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条の罪を除く。)、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の数値：刑事総務課

検挙状況及び被殺傷者数

検 挙 人 員		当庁事件の 他府県警察 検 挙 件 数	被 殺 傷 者 数			
総 数	うち) 少年		総 数	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
34,969	5,248	2,477	3,713	50	376	3,287
102	2	-	85	30	22	33
1	-	-	1	1	-	-
5	2	-	5	3	-	2
140	42	-	141	-	16	125
6	1	-	1	-	-	1
215	14	-	-	-	-	-
38	4	-	7	2	2	3
139	6	-	28	-	1	27
11	1	-	-	-	-	-
2,956	139	-	-	-	-	-
2,769	321	-	3,323	-	312	3,011
5	-	-	4	4	-	-
311	16	1	-	-	-	-
316	66	4	-	-	-	-
919	83	642	-	-	-	-
15,090	2,843	1,140	-	-	-	-
1,848	204	378	-	-	-	-
105	4	3	-	-	-	-
376	22	36	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-
106	1	-	-	-	-	-
407	27	-	38	-	-	38
444	24	77	-	-	-	-
6,543	1,188	116	-	-	-	-
5,576	951	87	-	-	-	-
573	36	1	-	-	-	-
438	52	10	-	-	-	-
116	63	12	-	-	-	-
653	65	30	-	-	-	-
328	22	27	80	10	23	47

防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

2 少年とは検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは加療日数が1か月（30日）以上の負傷者をいう。